

## 平成30年度第1回宮城県がん登録情報利用等審議会会議録

- 1 日時：平成30年11月12日（月）午後5時30分から午後6時まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）  
石岡千加史，石田孝宣，笹野公伸，渋谷大助，辻一郎，中原茂樹，  
橋本省
- 4 会議録

（司会）

定刻となりましたので，ただいまから平成30年度第1回宮城県がん登録情報利用等審議会を開催させていただきます。

この会議は，県の情報公開条例に基づき公開とさせていただいております。また，本審議会の議事録につきましては，後日公開させていただきますので，御了承お願い申し上げます。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。会議中は静粛に傍聴いただき，拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないようお願いしたいと存じます。

初めに，会議資料の確認をさせていただきます。会議資料は，次第と出席者名簿，資料1，資料2，資料3，参考資料1，参考資料2，参考資料3でございます。過不足ございませんでしょうか。

それでは，会議の開催にあたりまして，宮城県保健福祉部長の渡辺より御挨拶申し上げます。

（渡辺部長）

本日はお忙しい中，出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃，本県の保健福祉行政の推進に御協力をいただいております，御礼申し上げます。

さて，平成28年1月に開始されました。全国がん登録につきましては，昨年度から県内全病院及び指定診療所からがん登録情報の届け出が開始され，平成28年の診断症例については，平成31年1月に全国集計が完了する予定となっております。

また，本県では先月の10月から全国がん登録に係る情報提供に関する手数料の徴収を開始いたしましたので，本日は，その概要に関しましても，説明させていただきます。よろしく申し上げます。

（司会）

ここで今年度，委員の改選でご就任いただきました委員の皆様方をご紹介します

させていただきます。

東北大学加齢医学研究所の石岡委員でございます。

続きまして東北大学大学院医学系研究科の石田委員でございます。

続きまして公益財団法人宮城県対がん協会がん検診センターの渋谷委員でございます。

続きまして東北大学大学院医学系研究科の辻委員でございます。

続きまして東北大学大学院法学研究科の中原委員でございます。

続きまして宮城県医師会副会長の橋本委員でございます。

なお、東北大学大学院医学系研究科の笹野委員でございますが、御到着遅れまして出席の予定です。

また、宮城県立がんセンターの荒井委員、東北大学災害科学国際研究所の栗山委員。東北大学病院の八重樫委員につきましては、本日所用のため御欠席でございます。

それでは次第の3、会長及び副会長の選出に入らせていただきます。この宮城県がん登録情報利用等審議会は、がん登録情報利用当審議会条例により設置いたしており、会長、副会長につきましては、条例第3条の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっています。選出につきましては、保健福祉部長の渡辺が仮議長とさせていただきます、選出を進めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(司会)

委員の皆様の御賛同が得られましたので、渡辺部長を仮議長として進めさせていただきます。

(渡辺部長)

それでは会長、副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。会長及び副会長の選任に関しまして、御推薦または御意見がありましたらお願ひします。渋谷委員、どうぞ。

(渋谷委員)

委員の渋谷です。なかなか互選、推薦と言っても難しいかもしれません。事務局の方で案はございますか。

(渡辺部長)

ただいま、渋谷委員から事務局案をという御意見がございました。事務局案を申し上げさせてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(渡辺部長)

それでは、事務局から事務局案をお願いいたします。

(事務局)

事務局案を申し上げます。事務局といたしましては、会長に橋本委員、副会長に辻委員という案を提案いたします。

(渡辺部長)

ただいま、事務局から会長には橋本委員、副会長には辻委員という提案がありました。皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(渡辺部長)

ありがとうございます。皆様の御賛同を得られましたので、会長には橋本委員、副会長には辻委員をお願いしたいと思います。

進行を事務局の方にお返しいたします。

(司会)

それでは橋本会長、辻副会長におかれましては、会長席及び副会長席への御移動をお願いいたします。

それでは、橋本会長より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

(橋本会長)

ただいま、会長に御推薦いただきました橋本でございます。宮城県医師会副会長ということですが、本職は仙台医療センターの院長をしております。

この審議会は、なかなか皆さんの目に、耳に留まることはないかもしれませ

んけども、実際の内容は重要なことで、特に、これからがんの登録が進んで情報を利用することについては、個人情報保護法の関連など、難しい判断を求められるかもしれません。

皆さんのお知恵を拝借して粛々と会議を進め、決定していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、私の病院では会議は全て30分以内としております。この会議も、円滑な進行に御協力よろしくお願いいたします。

(司会)

橋本会長ありがとうございました。それでは議事に入ります。条例第4条第1項の規定によりまして、これからの進行につきましては、橋本会長にお願いいたします。橋本会長、よろしくお願いいたします。

(橋本会長)

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

－非公開の審査部会委員選出のため当該部分の審議について非公開－

(橋本会長)

それでは、続きまして報告事項の(1)平成30年度第1回がん登録情報利用等審査部会について、について事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

資料1をご覧ください。6月1日に、本年度の第1回となるがん登録情報利用等審査部会を開催いたしました。

この審査部会につきましては、審査内容につきまして非公開情報である個人情報が含まれる可能性があること。また、会議を公開することにより、申請者がどのような研究を行う計画でいるかが全て公開され、研究者に不利益が及ぶと思われること。以上の2点から宮城県情報公開条例に基づき非公開としておりますことから、審査部会の概要についてのみ御報告いたします。

審査部会開催にあたり開催日の2週間前である5月18日までがん登録情報の利用申請を受け付けましたが、申請がなかったため、審査件数は0件でした。そのほかに事務局から審査部会に関するスケジュール等を報告いたしました。閉会といたしました。事務局からの報告は以上となります。

(橋本会長)

ありがとうございました。審査件数は0件だったということで、何もなかったということでございます。ただいまの報告については御質問、御意見はございますか。

それでは、この議題については終了といたします。続きまして報告事項の(2)全国がん登録における情報提供手数料の徴収について、について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2をご覧ください。平成28年1月に全国がん登録が開始され、法において手数料に関する規定が盛り込まれました。昨年度の当審議会における各委員からの意見も踏まえ、法により手数料の納付が規定されたこと。また、特定の者のために提供を行うものであることから当県においても手数料を徴収することといたしました。

手数料の徴収に関する内容は2に記載しております。公布日は平成30年4月1日とし、施行日については、国が平成31年1月に予定している、平成28年症例データの公表に先立ち、平成30年10月から全国がん登録情報の利用申請について案内を開始しておりますので、これに合わせて、本年10月1日に施行いたしました。

納入義務者はがんに関わる調査研究を行うものであり、提供する情報は①から③に掲げる情報となっております。①及び②については、法施行後の全国がん登録の情報。③については、法施行前の地域がん登録の情報となっております。徴収の時期は記載のとおりでございます。手数料徴収の考え方としましては、国に合わせて提供に要する時間1時間までごとに5,800円とし、それに光ディスクの代金を加えた額になります。

資料2の2ページをご覧ください。徴収に当たりましては、窓口組織である宮城県対がん協会がん登録室が、こちらの利用申請の手引きをもとに、事前の説明を行います。その後、審査部会の審査により提供可となった場合は窓口組織が、提供する情報の作成を行い、実際に要した時間を県に報告します。県は、報告に基づき手数料額を算出し、申請者から手数料を徴収することとしております。事務局からの報告は以上です。

(橋本会長)

手数料の徴収に関する説明でございました。何か御質問はございますか。こちらは報告ですので特に質疑がなければ次に移ります。

続きまして報告事項の(3)宮城県がん登録情報の整備状況、について事務局

より御説明をお願いします。

(事務局)

宮城県対がん協会がん登録室長をしております金村と申します。宮城県対がん協会は、県からがん登録を受託している立場であり、本日は、その実務ということで、御説明をさせていただきます。失礼ですけれども座ってご説明させていただきます。

資料の 3 を御覧ください。宮城県がん登録情報の整備状況について御説明申し上げます。宮城県では、平成 30 年度から、それまでの地域がん登録のデータと全国がん登録のデータを合わせて、一体的に管理運営しております。

地域がん登録のデータは、昭和 45 年から平成 27 年までの罹患に関する情報と生存確認情報であり、全国がん登録は、平成 28 年以降の同様のデータを登録しております。これは、がん登録の利用推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき届け出を受けている情報です。

宮城県では、一体的な管理を行っているため、昭和 45 年以降データを整備しているという状況でございます。

別紙を御覧ください。こちらはデータベースの整備状況でございます。

まず、宮城県がん情報年次集約確定情報については、罹患に関する情報であり、10月9日現在で、昭和45年から平成27年までの情報を確定しております。また、この情報は、法第18条、第19条、第21条を根拠に提供の可否を判断することとなります。

次に、特定匿名化情報とは、個人情報情報を削除し匿名化したものです。こちらでも上記と同じ罹患年次が確定しております。また、法での取り扱いとしては、第18条、第19条、第21条が根拠となります。

次に、病院等への提供情報として、上記2件と同じ罹患年次で、届け出をした病院が情報の請求をした場合に提供しなければならないという法20条の規定に対応するためのデータセットです。

最後に、平成18年から平成24年までの生存確認として、住民基本台帳のシステムと照合させて、さらに住民票照会をしております。この情報は、今のシステムの中に反映できないので、別枠で持っていますが、これに関しても、組み合わせて提供可能です。

以上の、大きくは4つの種類の情報をデータベースで整備しているという状況でございます。

次に、資料3にお戻りください。「2 今後の予定」として、表でお示ししております。本年10月に、平成27年の全国集計が完了したため、罹患に関しては、昭和45年から平成27年の情報について提供可能という状況です。併

せて、先ほど述べました、住基の照合と住民票照会を行っておりますので、照合が終わった分については生存確認情報も提供できるような状況になっています。

これからの予定として、来年1月になりますと、全国がん登録で初めての平成28年分集計が完了しますので、平成28年までの罹患情報について、提供できるようになる見込みです。また、全国の死亡も国で照合し、そのデータについても反映されるようになっておりますので、平成28年の生死情報についても併せて御提供できるような状況です。

来年10月には、再び住基照合、住民票照会をしますので、その分の生存確認をした情報が提供できるようになる見込みです。

以後は平成32年、平成33年となりますが、1月の時点で新しい年の集計が終わって罹患情報が提供できる、10月ごろには生存確認情報が追加して提供できる、といった流れで進められていくようになる見込みでございます。

(橋本会長)

ありがとうございました。何か御質問ございますか。

今、御説明のあったデータを見ようとする場合には、審査部会の方に諮って、了承を得て、それで提供するということですね。

(事務局)

はい。そうですね。審査部会で審査いただきますが、その前に、私どもが窓口組織となっておりますので、事前に御相談いただき、御説明をさせていただいて書類の方を整えていただきます。その後、書類を形式的に審査しまして、それを満たしたものを審査部会に諮り審査いただきます。審議をいただいて、提供可となった後に、私どもの方で提供させていただくという段取りでございます。

(橋本会長)

別紙にデータが4つありますけれども、「全死亡照合」というのは、行方不明といたしますか、後を追えない症例は除いて全死亡ということですか。

(事務局)

これは、死亡届で宮城県内に届けられた死亡について照合できているという意味です。

(橋本会長)

全国ではないのですね。誰か宮城県で治療を受けた人が、例えば沖縄県あたりで亡くなっても、それはわからないと。

(事務局)

宮城県の中で、県内の市町村に届け出られた死亡届を照合している状況になってございます。

(橋本会長)

わかりました。そのほかに何かございますが、よろしいですか。それでは報告については以上でございます。

それでは、最後に 5 その他、でございますが、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。何もないようですので、事務局からは何かありますか。

(事務局)

ございません。

(橋本会長)

それでは、以上をもちまして、本日の議題は終了です。本日は、円滑な会議の進行に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、進行を司会にお返しします。

(司会)

はい。委員の皆様、本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、以上をもちまして、宮城県がん登録情報利用等審議会を終了させていただきます。